

副市長就任あいさつ

4月1日付けで、副市長に就任いたしました橋本欣也でございます。

誠に身に余る光栄でありますとともに、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

この八街市を、若い世代が将来に向けて夢を持ち、子どもからお年寄りまで、すべての市民の皆さまが健康で充実した生活を送ることで幸せを感じ、八街市に住んでいて良かったという喜びを実感し、故郷として誇りと愛着を持てるようなまちとするために、千葉県職員としてこれまで培ってきた経験を活かし、北村市長のもと、皆さまのご期待に応えられるよう、誠心誠意、努力をしてまいります。

何とぞ、皆さまのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。



橋本 欣也

副市長退任あいさつ

この度、3月31日付けをもちまして、副市長の職を退任いたしました。平成30年4月の就任以来、2年間ございましたが、北村市長のもと、市民の皆さまが八街市に住んで良かったと認めていただけるよう、取り組んでまいりました。

在職期間中、これまでに例を見ないような台風災害・大雨などございましたが、市民の皆さまの冷静な対応に感謝申し上げます。また、多くの方々からの温かいご指導・ご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これからも微力ではございますが、千葉県職員として、八街市のまちづくりに何らかの形で貢献できればと考えておりますので、今後も変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本市の益々の発展と、速やかな復興、そして市民の皆さまのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。



鵜澤 広司

児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当制度をご存知ですか

父母の離婚などにより父または母親と生計を同じくしていない児童を養育されているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

受給資格者

①～⑨のいずれかにあてはまる児童を監護している母（父）または父母にかわってその児童を養育している方（祖父母など）が対象となります。対象期間は、児童が18歳に達する日以後の年度末までですが、児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日が属する月までとなります。

- ①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の母の児童
- ⑨その他、生まれたときの事情が不明である児童

手当額は、所得による支給制限があるほか、受給期間が5年を経過している方のうち就業意欲が見られない方は、支給額の2分の1が支給停止となります。

児童扶養手当を受給するためには、子育て支援課に申請をしてください。

4月から児童扶養手当などの額が改定

児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉に関する各種手当は、物価の変動に応じて額を改定する物価スライド制となっています。4月分以降の児童扶養手額は0.5%の引き上げとなります。

令和2年度児童扶養手当・特別児童扶養手当などの改定は次のとおりです。（ ）は、前年度との比較

児童扶養手当額（月額）

〈本体額〉	
全部支給	43,160円 (+250円)
一部支給	43,150円 (+250円) ～ 10,180円 (+60円)
〈第2子加算額〉	
全部支給	10,190円 (+50円)
一部支給	10,180円 (+50円) ～ 5,100円 (+30円)
〈第3子以降加算額〉	
全部支給	6,110円 (+30円)
一部支給	6,100円 (+30円) ～ 3,060円 (+20円)

※一部支給額は所得に応じて決定されます。

☎子育て支援課 ☎443-1693

特別児童扶養手当など（月額）

特別児童扶養手当（1級）	52,500円 (+300円)
特別児童扶養手当（2級）	34,970円 (+200円)
特別障害者手当	27,350円 (+150円)
障害児福祉手当	14,880円 (+90円)
福祉手当（経過措置分）	14,880円 (+90円)

☎障がい福祉課 ☎443-1649

児童扶養手当と公的年金等の両方を受給するには手続きが必要

公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する場合は、児童扶養手当の全部または一部を受給することができません。新たに公的年金等を受給する場合は、子育て支援課で手続きをしてください。

お持ちいただくもの

- ・公的年金給付等受給状況届
- ・公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）

※公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分を児童扶養手当として支給します。※過去にさかのぼって公的年金等を給付される場合や、公的年金等を受給し、子育て支援課への手続きが遅れた場合は、過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。

☎子育て支援課 ☎443-1693

八街市障がい者就業支援事業所の指定管理者を指定

指定管理者を公募した結果、4月1日から指定管理者を次のとおり指定しました。

施設名
八街市東吉田729番地13
八街市障がい者就業支援事業所

指定期間
4月1日～令和10年3月31日

指定管理者
社会福祉法人 光明会

☎障がい福祉課 1649

印鑑の登録資格が見直されました

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律」が施行され、総務省の「印鑑登録証明事務処理要領」の改正に伴い、本市の印鑑条例の登録資格も改正しました。

成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合は、市民課窓口にて該成年被後見人本人（成年後見人）が法定代理人（成年後見人）が同行している場合に限り、申請ができません。

詳しくは、市民課までお問い合わせください。

☎市民課 ☎443-1120

記号の見方 時日時 場会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ 444-0815 FAX